



③② 労働者の職種		③③ 負傷又は発病の時刻		③④ 平均賃金(算定内訳別紙1のとおり)	
		午後 時 分		円 銭	
③⑤ 所定労働時間	午後 時 分から	午後 時 分まで	③⑥ 休業補償給付額、休業特別支給金額の改定比率(平均給与額証明書のとおり)		
③⑦ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したか(か)⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること					
③⑧ 厚生年金保険等の受給関係		① 基礎年金番号		② 被保険者資格の取得年月日	
		年金の種類		年 月 日	
		障害等級			
		支給される年金の額			
		支給されることとなつた年月日			
		基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード			
		所轄年金事務所等			

一、所定労働時間後に負傷した場合には、①及び②欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。

二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額をこえる場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙2②欄に記載してください。この場合は、③④欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

三、別紙2は、②欄の「賃金を受けなかった日」のうち業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日(別紙2において「二部休業日」という。)が含まれる場合に限り添付してください。

四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、③⑧欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。その他の資料は添付してください。

五、事業主の証明は受ける必要はありません。③、④、⑤及び⑦欄の事項を証明することができるときは、第二回目以後の請求(申請)の場合には、③、④、⑤及び⑦欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

六、事業主の証明は受ける必要はありません。③欄は記載する必要はありません。④、⑤、⑥、⑦欄は記載する必要があるときは、「事業主の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄及び「請求人(申請人)」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

七、請求人は、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

表面の記入枠を訂正したとき訂正印欄

削 字 印  
加 字

社会保険労働士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	( ) -

労働保険番号					氏名		災害発生日月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号			年 月 日	

## 平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		年 月 日		常用・日雇の別		常用・日雇		
賃金支給方法		月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制				賃金締切日	毎月 日	
A	よって支払ったもの期間に	賃金計算期間		月 日から 日まで	月 日から 日まで	月 日から 日まで	計	
		総日数		日	日	日	(イ) 日	
		賃金	基本賃金		円	円	円	円
			手当					
			手当					
			計		円	円	円	(ロ) 円
B	日若しくは時間又は出来高払制その	賃金計算期間		月 日から 日まで	月 日から 日まで	月 日から 日まで	計	
		総日数		日	日	日	(イ) 日	
		労働日数		日	日	日	(ハ) 日	
		賃金	基本賃金		円	円	円	円
			手当					
			手当					
計			円	円	円	(ニ) 円		
総計		円	円	円	(ホ) 円			
平均賃金		賃金総額(ホ) 円 ÷ 総日数(イ) 日 =		円		銭		
<p>最低保障平均賃金の計算方法</p> <p>Aの(ロ) 円 ÷ 総日数(イ) 日 = 円 銭 (イ)</p> <p>Bの(ニ) 円 ÷ 労働日数(ハ) 日 × <math>\frac{60}{100}</math> = 円 銭 (ロ)</p> <p>(イ) 円 銭 + (ロ) 円 銭 = 円 銭 (最低保障平均賃金)</p>								
日日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	(イ) 労働日数又は労働総日数	(ロ) 賃金総額	平均賃金 $(ロ) \div (イ) \times \frac{73}{100}$			
	第3号の場合	月 日から 日まで	日	円	円 銭			
	第4号の場合	都道府県労働局長が定める金額		円				
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日		年 月 日	職種	平均賃金協定額 円			
	<p>① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金(賃金の総額(ホ) - 休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ) - 休業した期間②の(チ))</p> <p>( 円 - 円 ) ÷ ( 日 - 日 ) = 円 銭</p>							

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	日	日	日	(イ) 日
業務外 の傷病 中の療 養等 のため	基本賃金	円	円	円
	手当			
	手当			
	計	円	円	円
休業の事由				

③ 特 別 給 与 の 額	支払年月日	支払額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間（雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。